

# 米中貿易戦争 - アジア諸国への影響② -

※ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド提供の情報に基づき、SBIアセットマネジメントが作成

2018年11月

## 米中貿易戦争によるアジア諸国への影響

年初以降、米国・中国を中心とした貿易戦争を背景とした市場の変動が続いています。先日、私たちは、米中貿易戦争によってアジア諸国にどのような影響が生じるかを調査するために、アジア全域の総合物流事業者である1社と電話会議を行いました。本レポートでは、米中貿易戦争激化に伴い、影響を受けるアジア諸国の直近の状況について、電話会議の様子とともに詳しくご紹介いたします。



## 米中貿易戦争激化に伴い、恩恵を受けるアジア諸国

- 米中貿易戦争が世界中の懸念として高まる中、両国ともに激しい応酬が繰り返されており、すぐにこの問題が解決できる可能性は減少しているように見えます。また、製造業者が製造拠点を中国から離れて多様化する動きが加速している、といった報道が多くなっています。
- 米国と中国・上海それぞれの商工会議所の調査によると、米企業430社のうち、3分の1が移転先の候補地として東南アジアを検討していることが分かりました。
- 下表は、米国及び中国の貿易相手国上位です。両国の貿易相手国の上位に共通の国が多く存在することが分かります。私たちは貿易戦争が激化し続けた場合、これらのアジア諸国は米中両国間における製品や製造拠点の代替地として恩恵を受けるだろうと考えています。

米国の貿易相手国上位 (上位20位のうち、アジアの7カ国がランクイン)	
	貿易額 (10億ドル)
韓国	112.2
インド	67.7
台湾	65.4
ベトナム	52.3
マレーシア	48.5
シンガポール	44.7
香港	42.3

中国の貿易相手国上位 (上位20位のうち、アジアの8カ国がランクイン)	
	貿易額 (10億ドル)
香港	306.9
韓国	260.7
台湾	180.1
マレーシア	120.2
ベトナム	85.6
インド	80.1
シンガポール	65.7
タイ	42.2

<参考> 米国の対中国向け貿易額と上記アジア7カ国合計の比較	
米国	貿易額 (10億ドル)
対中国	578.6
対上記アジア7カ国合計	433.1

<参考> 中国の対米国向け貿易額と上記アジア7カ国合計の比較	
中国	貿易額 (10億ドル)
対米国	578.6
対上記アジア8カ国合計	1,141.5

【出所】世界銀行の報告書 (2016年)

## 米中貿易戦争 -アジア諸国への影響②-

### 中国からアジア諸国への製造拠点の移動が加速

#### アジアの物流事業者との電話会議

- 最近、私たちは米中貿易戦争によって物流にどのような影響が生じるかを調査するために、アジア全域の総合物流事業者であるケリー・ロジスティクス（Kerry Logistics Network（KLN））と電話会議を行いました。
- 同社の経営陣は、直近数カ月間に起きた動向について、以下のような説明がありました。  
 「中国から他のアジア圏へサプライチェーンの移動が加速しており、荷造りや再梱包の拠点から移動が始まっています。  
 KLNは、工場の完全移転には2-3年かかると予想し、中国の代わりに他のアジア諸国が恩恵を受けると考えています。」  
 これは私たちが9月にご紹介したレポートで示した見解と一致しています。
- また、興味深いことに同社は「中小規模の顧客の一部や、以前は移転などを検討していなかった企業も含めて、中国から工場を移転することを考えています。」と述べていました。目先の動きでは、同社は再梱包センターの移動が3-6カ月でできるため、最も早く実行されると想定しています。
- 同社は、このような移転に伴い大きく恩恵を受けそうな候補先として以下の国々を強調していました。

#### 製造拠点の移転に伴い、大きく恩恵を受けそうな国

1	ベトナム（特にエレクトロニクスと白物家電関連）
2	インドネシア（特に家具等の家財・家庭用品関連）
3	タイ（特に電気自動車関連）
4	マレーシア
5	カンボジア
6	インド
7	台湾（特に高価格帯の電化製品と半導体関連）

#### ベトナム、カンボジア、ミャンマーへ移転する魅力

- ① 外国メーカーを誘致するために、政府がインセンティブを提供
- ② 製造業の自動化が進むにつれて、新設工場には自動化された設備が設置される可能性があるため、労働品質を気にする必要がなくなる。

#### インドへ移転する魅力

- ① 英語を話すことができる大きな労働力
- ② 巨大な国内市場

- これらの内容は、とても興味深い内容でした。引き続き、私たちは現地調査及び電話会議等を通じて、米中間及び、アジア諸国の動向に注視していきたいと思えます。

## 米中貿易戦争 -アジア諸国への影響②-

### ハーベスト アジア フロンティア株式ファンドに関するご留意事項

#### <基準価額の変動要因>

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

#### 主な変動要因

##### 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### 為替変動リスク

外貨建て資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場は、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性が考えられます。また、発行情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

##### 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

##### 流動性リスク

投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

#### その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

#### リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

#### 本資料のお取扱いについてのご注意

- ・本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- ・本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- ・本資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- ・投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- ・お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

\* P.3の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

# 米中貿易戦争 -アジア諸国への影響②-

## <お申込メモ>

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。
購入・換金申込 受付不可日	香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2011年10月28日（金））
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	決算日年1回、原則として10月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または、委託会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は500億円です。
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## <ファンドの費用>

### ■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。

### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年1.4472%(税抜:年1.34%)</b> を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。 なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	<b>運用管理費用（信託報酬）</b>		
	内訳	(委託会社)	年0.648%（税抜：年0.60%）
		(販売会社)	年0.756%（税抜：年0.70%）
		(受託会社)	年0.0432%（税抜：年0.04%）
投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬 <sup>※1</sup>		年0.65%	
実質的な負担 <sup>※2</sup>		年2.0972%	
その他の費用 及び手数料	※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.65%）を表示しています。 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。		
	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等 (有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。 なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## <委託会社、その他関係法人>

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（交付目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。）
金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください

\* P.3の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



## 米中貿易戦争 -アジア諸国への影響②-

## &lt;販売会社一覧&gt;

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 第二種金融先物 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○	○
あかつき証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第67号	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	
立花証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第110号	○	○	
高木証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長 (金商) 第20号	○		
マネックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○
日産証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第131号	○	○	
SMB C日興証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第2251号	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第52号	○	○	○

■販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。